

碧南市建設工事検査要領

(趣旨)

第1条 この要領は、市の発注する工事の検査について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領における用語の定義は、次の各号に定めるところによるほか、碧南市建設工事施行事務取扱要領、碧南市工事監督要領に定めるところによる。

- (1) 完了検査 工事が完了したときに行う検査、あるいは、部分引渡しにおける指定部分に係る工事が完了したときに行う検査をいう。
- (2) 出来形検査 部分払をしようとするとき、履行遅延の場合において、継続施工を承諾しようとするとき、または、工事の一時中止又は契約の解除を行うため工事の出来形に対して行う検査をいう。
- (3) 中間検査 部分使用をしようとするとき、あるいは、工事完成後においては出来形の確認が困難な場合に、工事の適正な技術的施行を確保するため工事施工の途中において行う検査をいう。
- (4) 中間点検 施工期間中において適正な工程管理状況や品質管理状況等確認のために検査職員が行う、安全パトロール及び施工体制点検をいう。
- (5) 工場立会検査 工事現場では製品等の仕様の確認が困難な場合に、製品等の規格、品質、性能、外観等が適切に製作されているかを事前に工場において確認するための検査をいう。
- (6) 検査担当課長 検査事務を担当する課等の長をいう。
- (7) 検査職員 市長から当該工事の検査を命ぜられた者をいう。

(検査対象)

第3条 この要領における工事の検査対象は、当初設計金額が130万円を超えるものとする。この場合において、入札契約方式の別は問わない。

(検査職員の指名)

第4条 市長は、検査ごとに検査担当課の工事検査監のうちから検査職員を指名するものとする。

(検査の時期)

第5条 工事の検査は、次に掲げる期間内に行うものとする。

- (1) 完了検査は、完了届を受理した日から14日以内
- (2) 出来形検査、中間検査及び工場立会検査は、検査職員が必要と認めたとき
- (3) 中間点検は施工期間中
(検査の依頼及び通知)

第6条 監督職員は、検査を受けようとするときは、検査願（様式第1号）及び次条に掲げる検査書類を検査担当課長に提出するものとする。

2 監督職員は、完了検査、出来形検査及び工場立会検査にあつては検査予定日の5日前まで、中間検査については遅延なく検査願を提出するものとする。

3 検査職員は、検査願を受け付けたときは、検査年月日及び検査職員等を検査通知書（様式第3号）に記載し、決裁を受け、工事担当課長へ通知するものとする。

(検査書類)

第6条の2 検査書類は、次の各号の検査の種類に応じて、検査職員に提出すること。

(1) 完了検査

- ア 完了検査願（様式第1号）
- イ 碧南市工事監督要領第23条に示す整備書類

(2) 出来形検査

- ア 出来形検査願（様式第1号）
- イ 出来形調書（様式第2号）
- ウ 出来形検査に係る図面
- エ 当該出来形検査に係る「碧南市工事監督要領第23条に示す整備書類」

(3) 中間検査

- ア 中間検査願（様式第1号）
- イ 中間検査に係る図面
- ウ 当該部分使用に係る「碧南市工事監督要領第23条に示す整備書類」

(4) 工場立会検査

- ア 工場立会検査願（様式第1号）
- イ 工場立会検査の要領書(検査の内容、手順を示すもの。任意様式)
- ウ 工場検査行程表(任意様式)

(5) 中間点検

ア 現場代理人・主任技術者等通知書

イ 工事下請負届

ウ 施工計画書

エ 施工体制台帳

(検査の立会い)

第7条 検査には、当該工事の検査職員及び総括監督員又は主任監督員並びに専任監督員が出席するものとし、契約者又は現場代理人若しくは主任技術者等の立会いのもとに行うものとする。

(検査実施の原則)

第8条 検査は、現地において工事の出来形を対象とし、設計書、図面及び仕様書と対比し、位置、形状、寸法、品質、性能その他必要な事項について確認するものとする。

2 検査に際して、地下又は水中等にあって外部から検査を行い難い部分については、工事記録、写真等により確認することができる。

3 前項の検査について検査職員が必要と認めるときは、工事の施行部分を最小限破壊して検査することができる。

(検査結果、点検結果の報告及び通知)

第9条 検査職員は、完了検査、中間検査及び工場立会検査が終了したときは、検査調書(様式第4号)を作成し、市長に報告するものとする。

2 検査職員は、中間点検が終了したとき、安全パトロール記録(様式第5号)又は施工体制点検チェックリスト(様式第6号)を作成し、工事担当部署へ報告するものとする。

3 検査職員は、出来形検査が終了したときは、出来形検査調書(様式第7号)を作成し、市長に報告するものとする。

4 検査職員は、完了検査又は出来形検査が終了したときは、検査結果通知(様式第8号又は様式第9号)を作成し、工事担当課長に提出しなければならない。

5 検査職員は、完了検査又は出来形検査を終了したときは、検査結果通知書(様式第10号又は様式第11号)により契約者に検査の結果を通知するものとする。

(工事成績表)

第10条 検査職員は、完了検査を終了したときは、碧南市工事成績評定要領に基づき監督職員に工事成績表を記載させ、自らも検査調書等にその結果を記載しなければならない。

い。

(補正の命令)

第 1 1 条 検査職員は、検査において給付の内容に補正の必要があると認められる場合は、修補補正指示書（様式第 1 2 号）により決裁を受け、必要な措置を採るよう指示するものとする。

2 検査職員は、補正の内容が軽微なもの（以下「軽微な補正」という。）については、直接指示することができる。

(補正の確認)

第 1 2 条 補正に係る給付の内容の確認は、検査を行った検査職員が行わなければならない。

2 軽微な補正についての確認は、監督職員が完了を確認し検査職員に報告することをもってこれに代えることができる。

(かしの修補請求)

第 1 3 条 監督職員は、工事目的物引渡し後、工事目的物にかしがあるときは、かし修補請求書（様式第 1 3 号）、かし修補に係る確認書（様式第 1 4 号）により当該工事の契約者に対して修補又は修補とともに損害金の賠償を請求するものとする。

2 植栽工事におけるかしについては、植替え請求書（様式第 1 5 号）により修補請求するものとする。

3 かし担保期間は、工事請負約款又は工事目的物の保証書に記載の期間とする。

(かしの修補の報告)

第 1 4 条 契約者は、かしの修補が完了したときは、かし修補完了報告書（様式第 1 6 号）又は植替え完了報告書（様式第 1 7 号）を提出しなければならない。

(かしの修補の確認)

第 1 5 条 検査職員は、かしの修補完了を確認するための検査を行わなければならない。

ただし、かしの修補内容が軽易な場合には、工事記録、及び工事写真等によりその内容を確認することをもって検査に代えることができるものとする。

2 検査職員は、かしの修補に係る検査を完了したときは、速やかに工事担当課長及び市長にかし修補完了検査調書（様式第 1 8 号）を提出するものとする。ただし、かしの修

補内容が軽易な場合には、直接報告することができる。

- 3 監督職員は、前項の調書を受けたときは、かし修補完了承認書（様式第19号）又は植替え完了承認書（様式第20号）で通知するものとする。

（検査台帳）

第16条 検査担当課長は、工事の検査について工事検査台帳（様式第21号）を整備し、検査の状況を明らかにしておかなければならない。

附 則

この要領は、平成13年4月1日から施行する。

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

この要領は、平成26年6月1日から施行する。

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

この要領は、令和3年10月1日から施行する。

この要領は、令和7年4月1日から施行する。